



令和8年度採用 尼崎市教育委員会 学校栄養職員（非常勤の会計年度任用職員） 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内^(※1)と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定^(※2)が様々適用されます。

- ※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。
- ※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 募集内容

1 募集する職員

学校栄養職員の業務に主に従事する職員

2 採用予定人数

1名

3 応募条件

次の(1)から(4)の条件の全てを満たす方

- (1) 栄養士又は管理栄養士資格を有する人
- (2) 地方公務員法第16条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない人
 - 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下、「こども性暴力防止法」という。）における特定性犯罪事実該当者（別紙参照）でない人
- (4) 令和8年2月14日（土曜日）に尼崎市教育委員会が実施した会計年度任用職員の採用試験を受験していない者

4 応募方法

下記の書類を職員課（尼崎市教育・障害福祉センター3階）まで郵送又は持参してください。

- (1) 尼崎市教育委員会会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書
- (2) 必要な資格を有する又は採用日までに取得見込みであることを証明する書類（写し可）
※ 取得見込みの方が合格となった場合は、取得後に改めて、必要な資格を有することを証明する書類の提出が必要となります。（原則、採用日までに提出）
- (3) 受験票送付用封筒（長形3号）
※ 長形3号封筒に110円切手を貼付し、受験票の郵送希望先である住所と氏名を記入してください。

※ 受験票等を電子メールで送付希望の場合、受験票送付用封筒の提出は不要です。

5 応募受付期間

- (1) 受付期間 随時
- (2) 受付・問い合わせ時間 午前8時45分～正午、午後1時～午後5時30分まで
※土曜日・日曜日・祝日は除く。

6 採用予定日

令和8年4月1日

※申込日によっては採用試験結果発表後、別途設定します。

7 勤務条件

- (1) 任期
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 条件付採用期間
採用日から1か月間（勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり）
- (3) 勤務場所
尼崎市立小学校
- (4) 職務内容
ア 学校給食に関する基本計画への参画に関すること
イ 栄養管理に関すること
ウ 学校給食指導に関すること
エ 衛生管理に関すること
オ 検食に関すること
カ 物資管理に関すること
キ 調査研究等に関すること
ク 学校給食の事務処理に関すること
ケ その他学校長が必要と認める業務

(5) 勤務時間等

ア 勤務時間等

勤務日	始業時間	終業時間	休憩時間
月～金曜日	午前8時25分	午後3時10分	正午から午後0時45分

※ 上記は基本的な勤務時間です。始業・終業及び休憩時間については、配置学校の勤務時間に合わせて調整します。

イ 勤務を要しない日等

公休日は土曜日・日曜日・祝日です。

ウ その他

公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合があります。

(6) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

(7) 給与等

ア 報酬月額 187,160円～199,800円（令和8年度の予定額）
※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり

ウ 賞与 期末手当及び勤勉手当を6月及び12月に支給（予定）
※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動があったり、支給要件に該当しなかったりする場合があります。

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり

※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(10) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

8 採用試験

(1) 試験日時 随時

※ 詳細は別途送付する受験票に記載

(2) 試験場所 尼崎市教育・障害福祉センター
（尼崎市三反田町1丁目1番1号）（予定）

(3) 持参品 受験票、鉛筆、黒のボールペン、消しゴム、封筒（長形3号）、
110円切手

(4) 試験内容 筆記試験（作文）及び面接試験

(5) 結果発表 試験実施後2週間以内を目途に郵送もしくは電子メールにより通知

(6) 備考 可否通知の送付を電子メールで希望する場合は、封筒及び110円切手は不要です。

9 留意事項

(1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。

(2) 応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、

採用事務以外の目的で利用することはありません。

- (3) 本業務へ従事するにあたっては、令和8年12月25日までに施行予定のこども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪事実該当者の場合は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
- (4) 応募条件で求めている資格を取得見込みの場合で採用日までにその資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

10 書類送付先（問い合わせ先）

尼崎市教育委員会事務局 管理部 職員課

住 所：〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号

尼崎市教育・障害福祉センター 3階

電 話：06-4950-5660、ファクス：06-4950-5658

※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。

【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】

（トップページ > 市政情報 > 職員募集 > 会計年度任用職員の募集）